

市民センター使用料の改定等について

1 使用料の改定

令和8年10月から市民センターの使用料を改定します。本市では、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、利用する人には使用料を徴収しています。

行政サービスを提供するために必要な経費は、物価変動の影響、施設や設備の修繕・更新などにより変化するため、これらを十分に把握・考慮したうえで料金の改定を行います。

改定後は、施設を1時間単位で利用できるようになります。

今後も効率的な施設の管理運営に取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和8年10月1日以降に許可した施設使用にかかる使用料から新料金となります。

(例) 10月2日に使用する施設を9月30日に使用申請した場合 ⇒ 旧料金

10月2日に使用する施設を10月1日に使用申請した場合 ⇒ 新料金

2 オンライン予約サービスの開始

令和8年10月から市民センターの施設予約がインターネットでできるようになります。予約を行うには、使用する施設ごとに「利用者登録」が必要となります。(初回のみ) オンライン予約では、使用料支払いの際にオンライン決済(コンビニ・PayPay・クレジットカード)が可能となります。

詳細については、令和8年8月頃に市のホームページに掲載する予定です。

3 キャッシュレス決済

令和8年7月から市民センター窓口での使用料の支払いなどに、キャッシュレス決済(PayPay)が利用できるようになります。

PayPayアプリをインストールして窓口に設置している二次元コードを読み取ることで、あらかじめ銀行口座やコンビニからチャージした残高や登録したクレジットカードを使って支払いができます。

※これまでどおり、窓口での申請・現金払いも可能です。

問合せ先：廿日市市地域振興部地域振興課

電話：0829-30-9138